

平成17年第6回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会・会議録 (要約)

- 1 日時 平17年5月19日(木)
午後7時から9時まで
- 2 場所 たづくり 1001学習室
- 3 委員出欠 出席 7人 欠席 1人
 - ・ 出席委員..神長 勲委員(座長),丸山 光信委員(副座長),河野 久委員,荒木 千恵子委員,小島 嘉子委員,鉄矢 悦朗委員,藤生 よし子委員
 - ・ 欠席委員..齊藤 亀三委員
- 4 傍聴者 11人

次 第

事務局体制異動の報告

定足数の確認

- 1 開会
- 2 調布市基本計画推進プロジェクトチームの活動について
- 3 高校生ヒアリングについて
- 4 今後の流れについて(中間報告書等)
- 5 6・7・8月の開催日程について
- 6 その他

<決定事項>

- 1 夏休みに入るところ,高校生のヒアリングを行う。
- 2 次回は,他の自治体の条文等を検討する。

* ()内は、事務局注釈

* プロジェクトのメンバーであった市職員の発言に を付けている

神長座長： 本日は一番目の議題として、市の基本計画推進プロジェクトチームの報告が出ている。今回はそのチーフの仁藤さん（現：環境保全課 課長補佐）が概要をプレゼンテーションして、（プロジェクトチームの）各メンバーが感想を述べ、それから私たちが質問をしたい。

二番目として、若い世代から話を聞くということについて、鉄矢委員にお願いしていたので内容や方法、時期などについて意見を交わす。

もうひとつは、もう5月なのでこの懇談会の任期は定まっていないが、6・7・8月と今後どういう進め方をしていくのか原案を作りたい。

また、時間に余裕があれば傍聴の方からの意見も伺いたい。

仁 藤： 市民が主役のまちづくり部会は基本計画推進プロジェクトチームの部会として、住民自治基本条例の検討をせよということで集められた。なぜ、そういうことをしたのかということについては、政策室から話をしてもらった方がわかりやすいのでお願いしたい。

事務局： 平成12年に基本構想の議決をいただき、平成13年に基本計画を策定した。その中で学習の森構想であるとか、スタジアムを活用したまちづくりであるとかの課題が7つあり、（それぞれに部会を持つこととし）そのひとつとして、このメンバーに「住民自治基本条例」について検討してもらった。メンバーは自分で手を挙げたとか、職場で関連業務に携わっていたとかいろいろだが、熱心に議論して報告した。（7つの部会の中で）一番よくできているという声もあった。今日は（活動について）具体的に話をしてもらいたい。

仁 藤： このプロジェクトチームが集められたときには、「住民自治基本条例」というものが現実性を帯びてはいなかったというのが正直なところだった。私は（当時）市民参加推進室で市民参加の担当であったので認識はあったが、他の職員に市民の参加であるとか、市民の声を聞くということについて認識が十分であったわけではない。ただ、この条例や、「市民が主役」ということがどうして重要なのかは、市の職員として考えていくべきであるし、基本構想である「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」を実現するためには、「住民自治基本条例」なるものを市として必要とするのかどうかから検討することが大事なことだという説得と、メンバーの了解と熱意で（活動を）続け、（報告書を）成果物として作ることができた。

私は市民参加の担当者として前段で「市民参加プログラムに関する報告書」に携わり、それを基にこの「住民自治基本条例」を検討するに当たっては、いろいろな仕事をしていくうえの課題や問題意識を持つとか、それぞれの分野での一人の市民という感覚を大切にしていたので、公募や（参加への）説得をした結果、このメンバーになった。

もうひとつ、メンバーが大切にしたのは、今後市民と一緒に検討していくというのが大前提で、そのときに市民が利用できるものにしたいということ、読みやすいものであること。それと、将来の市を担っていく若い世代の職員が集められたプロジェクトなので若い世代の思いも取り込みたいということで、この報告書を作るために膨大

な資料を整理し、回を重ねた。

内容としては、(条例に)載せる、載せないは別にして、いざ作るときにどういう項目を検討して条例を作っていたらいいかを網羅的に載せた。それと、制定過程として大事にすべきことを提案している。

住民自治とか市民参加と言われるが、いつも議会制と市民参加が課題・議論になる。では、(それらについて)どうすればいいのかということは今後の課題として入れている。

また、報告書とか計画書が作りっぱなしで実現されないとか、どうしたら目に見えたものになっていくのかということも、作るからには大事にしたかった。

最後に巻末資料として当時の全国の動きを、名称も内容もさまざまだが、参考として載せた。

あと、メンバーがどういう思いで参加し、どういうことを大事にしたか、あるいはどういうことを設けてみたら(よいと思うか)など、(メンバーに)聞いていただければと思う。

神長座長： では、順に。

澤田： 私は当初、正直言って「市民が主役」とか「住民自治」とは何かという基本的なことが明確でなかった。市民が主体となって街づくりをするということに疑問があり、何回か議論した。この条例も必要ないのではないかと思ったこともあった。こういう条例を作ると手続きとかいろいろ面倒なところがあって、また、実際に市民が参加する率はどうしても少ないと思えて、こういう条例があっても解消されないという疑念があり、どういうものを作ればいいのか、最後のほうまで結論がでなかった。ただ、私としては成人に限らず、子どもからお年寄りまで幅広く、みんなで参加できるものが作れたらいいなと思った。

古川： 私は市役所に入って9年目でいくつか職場を経験したが、市民の皆さんの声というのはとても多様だということをやっと実感してきている。いろいろな意見を反映していく難しさとか、どうすればできるだけ多くの人々が納得できる事業ができるのかという難しさを実感している。

このプロジェクトのあとがきにも書いたが、「今の日本はリタイアした人と女性が元気だが、市民参加には働いている男性の参加も欠かせないのではないか。今後の条例の検討では、そういう人たちにどしどし関わってもらいたい」という思いは今も変わらない。参加というと、どうしても、意見を出す人は同じような意見が多く、サラリーマンとか共働きの方とか、そういう人の意見をどう反映するかは本当に難しい。その中で参加している人の思いは本当に強く、それを行政がどう受け止めるかは、やはり、いろいろな意見をどうしたら公平に汲み取れるか、限られた予算の中でわかりやすく公開していけるかとか、行政なりの公平や公開性に気をつけながらやっていくのが行政の役割なのかなということがやっとわかってきた。

たとえば、公共施設を早朝から深夜までやってほしいという意見は多いが、その分の費用対効果も考えなければならないし、強い思いをどこまで汲み取れるかは難しい。やはり全体を考えながら情報を提供して納得してもらうのが行政の役割であり、市民にもいくつかの視点で考えていただければ互いにうまくいくのではないかと。信頼関係が大切。

増 淵： 私は、市民がどのように関わるかということに関心があって市役所に入ったという経緯もあり、喜んで（この部会に）応募した。

この報告書の内容については市民に読んでもらいたかったので、平易に書いたつもり。ただ、住民自治に思いが強かった者としては、今の進め方は不満があり、たとえば、策定スケジュールとして市制50周年にあわせて制定していこうとして組んだが、現状では難しいのではないか。昨年もここに書いたようなことを進めたかという疑問。2年前にがんばった者としては不満がある。本当に策定してもらえるのかという心配もある。

市にはいろいろな計画があり、そこに住民自治基本条例は関わってくるのであり、そこにどう串を通していくのか、関連させるのが難しいし、それを把握するのも大変だろう。そういうこともあって、スケジュールが遅れているのかと思うが、それと同時に計画をもっとシンプルにできないのかというのが今の自分の思い。「住民自治基本条例」とともに、これをいかに実現していくかも検討していただければと思う。

内 野： 「住民自治基本条例」についてよく知っている者もいれば、私は言葉としては知っていたがどういうものなのかわかっていなかった。（議論の過程で）「市民参加条例」と「自治基本条例」の2つに分ければよいのではないかという意見が出たが、自分がどちらを想定して参加してきたのかもあいまいだったことに気づき、自分の中でそれが白紙に戻ってしまったことがあったが、プロジェクトの中ではかなり話が進んでしまっており、メンバーの中でも、それぞれを想定していた者がいたので温度差が厳しいものになっていた気がする。このプロジェクトではそれを確認しあうことに時間がかかったと思う。

報告書はリーダーが一人で書いたのではなく、皆で担当を決めて作り上げたもので、自分も文字にしようと思うとあいまいなままではいられず、もっと調べなければならぬということになり、検討していく中で、文字にするという行為を通して、みんなで共通認識を持つためにもそれぞれ担当して作ってみたりとかすると認識の違いもわかると思った。

吉 田： 図書館に勤めている立場もあったので調べるということを見せてもらった。部会の早い時期に「住民自治基本条例」とは何かということレポートにし、また、全国の条例の状況のまとめなどを担当した。大変地味な分野で地道に必要な部分だということを感じた。「住民自治基本条例」は自治体の「憲法」だと言われるが、市民生活は（条例の無い）現在でもそれなりに回っている。共通の認識で拠ってたつものは何かとか、何かのときに崩れてしまわないように規範みたいなものとしてきちんとしておく必要とか、いろいろな計画や制度が（市民に）わかりやすく提示できるものが結局は必要であると感じた。いろんな活動をしている市民は多く、福祉とか環境とか、その日にも解決しなければならない問題がたくさんあり、それに取り組んでいる市民は使命（感）をもって活動している。「住民自治基本条例」は今すぐなければ困るのかと言われるとなんとも言い難いところがある。重要だけれど地味。それでも作っていかないと何かのときにわかりにくいということになると感じた。

当時は制定例も少なく、わたしたちもわかりづらく、大変だった。これだという共通認識が最後の最後まで出てはいない。こういうものがありえるということを出しているが、それと同時に、この条例が自治体の「憲法」と言われるのなら調布市という

のはいったい何なのか、他の市とどう違うのかということも話題にあがったことがあり、なかなか結論は出なかった。

振り返ると、条例に絶対盛り込まなければいけないと決まっているわけでないので、検討していく中でわかりやすく構成し、何でも詰め込んでいくのが必ずしもいいことではなく、何を入れるかに市の個性が出るのではないかと考えている。

このプロジェクトは若い職員も多かったので、市民の立場でも職員の立場でも議論できたと思う。

花岡： このプロジェクトで難しかったのは、テーマが抽象的で広範囲であり、先進事例も少なく、どんな形でも作り得るので、なかなかまとまりがつかず、共通認識を図ることが難しかったことである。ただ、いろいろ議論し合いながら作るのが自治基本条例の作り方なのかとも思った。個人的にこだわったのは、当時ニセコ町の条例が先進的だったが、同じものを作ったのでは目立たない、調布市独自のものが作れないかという視点でプロジェクトに臨んだ。当時、名称がまちづくり基本条例とか、市民自治条例とかあり、調布市の基本計画では住民自治基本条例だったので、住民自治とはどういうものかということからスタートした。日本国憲法の地方自治の本旨にあるとおり「団体自治」と「住民自治」の要素という切り口からスタートすれば、当時、こういう視点はあまり見られなかったので、市民参加を進めながら住民自治の視点を大きく出した条例を作れば、調布市独特のものができるのではないかと思った。ただ、(メンバーの)共通認識を図るのに時間がかかったので、調布市の特色は何なのか中身の議論はこの報告書には入っていない。

(報告から)すでに2年が経過したので、自治体の自治基本条例をつくるブームは第1次的には去っているのかと思う。これから作るとなると、今でもニセコ町の条例を超えるものはないのではないかと考えており、前回の懇談会の議論にもあったが、最高法規性にこだわっていく必要があると思う。これから議論するのであれば、一般的な条例と同レベルということではなく、自治憲章というのか、自治体憲法というのかかわからないが、上位に位置づけられるようなものが作れば、第2次自治基本条例の先駆けになれるのではないかと期待している。

三井： 当時は市民相談担当だったが、このプロジェクトのメンバーより1年早く、「まちづくり市民会議」の最後の第16期の諮問が「住民自治基本条例の制定に向けた取り組みとまちづくり市民会議の今後について」というものだった。それで、いろいろ検討・討論いただいた関係でこのプロジェクトに参加した。

この「まちづくり市民会議」というのは、発足した昭和51年当時は本当に先駆的なもので、市民に諮問して答申をいただくという形が、他の自治体にはほとんどなかった。それから20余年を経て、このままでいいのかということで、その諮問になった。今、言われている市民参加というのは、報酬をもらって集まって与えられた内容についてどうこうするのではなく、自由に市民が手弁当で集まって、それぞれのまちの話題とかいろいろ検討していくという市民参加の時代に入ってきたと思う。このプロジェクトから2年ほどたっているが、市民と行政の信頼がなくなってきた中で、こういう自治体の憲法というものを作って、まちづくりにどう活かしていくかだと思う。今は当時より行政も頑張っていると思うが、説明責任などいろいろ叫ばれており、市としても計画を立てるときに市民の意見を聞き、情報の提供

もしているが、はたして「住民自治基本条例」が本当に必要かは頭の片隅に残っている。ただ、調布のまちを市民とともに作っていこうという条例について、理念条例はできると思うが、他のたくさんの条例などと、どう関連していくかというのが問題であるし、市民の代表である議会の声をどうするかも、このプロジェクトでは結論は出なかった。この条例がなくても、地区協議会などができてくれば、こういう条例は必要ないのではないかとも思う。しかし、このプロジェクトの共通の認識としてはこういう条例が調布に必要だろうということだったと思う。

仁 藤： メンバーとして思うところで、いまでも気になっているのは「協働」という言葉。市民参加でも住民自治でも、行政はプロ意識がないとやっていけないが、住民自治という名前がつくと、住民がみんなで治めていくというものになる。他の自治体ではそれについて時間をかけて語りつくした自治体もあると聞いているが、それが市民参加の仕事をしていても気になっていた。

「自治体の憲法」という認識があっても、条例同士でどちらが上位であるか言えないので、例えば万が一、住民自治基本条例の理念に反する条例が議決されることがあった場合にも、それを認めざるを得ない。また、調布らしさということを出していくことは難しいという議論があって、多分大事なパーツはどこでも同じで、ここに項目を数多く出しているのは私たちが議論し忘れたと言われたくないという思いも入っている。

最後に「市民が主体のまちづくり」の実現というところと、行政が用意したものへの参加で市民が主役といえるのかということと、自治というところでは、市民の意見が、行政のプロとして見たときに相反するところもあり、また議会もあり、行政施策の最終的な決定者は市長であるので、そこをどういう風にしていくのかということが課題である。

もっと前に「市民参加プログラムに関する報告書」を作ったとき、プログラム9で終わっているが、私の中ではプログラム10というのがあって、市民の参加を担保するためにそういう条例が必要ではないかという検討もされている。庁内の検討ではそこまで検討をしているということ、この懇談会でも知っていただきたい。

神長座長： 各委員から何かありますか。

荒木委員： 市民が主体的に行動するという項目がある。その通りだと思うが、その場合、行政が脇役という言葉にすごく引かれた。市民と行政はパートナー関係と思っている。私もいろいろ活動しているが、行政の方がどれだけ盛り上がっているかによって、いろんな活動が盛り上がっているのが実態。だから市民が主役で（行政が）控えというのではなく、むしろ積極的に（行政も）市民とともに活動するというのを望んでいた。市民が主役になると何故（行政が）脇役にならねばならないのかと思ったが、その辺の言葉の使い方についてどなたかお願いしたい。

増 淵： ご指摘のとおり、（行政の）プロとしてパートナーとして対等にやらなければならないという意識はあったが、われわれとしては「市民が主役のまちづくり」と言っていながら、この議論を職員だけでやっているということもあり、われわれが主導でやるということではなく、市民と一緒にやるということを強調するために「行政は脇役」という極端な表現になった。

鉄矢委員： 私は逆に普段仕事をして税金を納めているので、行政を信頼できれば、市民参加は

したくない。しないほうが楽。でも不信感があったり、きちんとやってくれなかったりするから市民参加ということになる。だから（行政は）脇役と言われると、あなたたち（市民）が推進役でやっていき、行き過ぎがあったら、それを市民が止めたりするんだよという感じがする。サラリーマンとか共働きの人たちというのは、多分かなり信頼して税金を払っているのではないか。パートナーよりもう少し行政が（推進的に）いくべきではないかと思う。

仁 藤： ここだけ見るとそういうことが出ているが、報告書の6・7では市民が主役のまちとはどういうまちかということ語るときに、分類して今まで市民と行政がどんな形で関わりを持ってきたかを整理するため、このような5パターンを出した。全部が「市民が主役」で「行政が脇役」で手伝いばかりだとすると税金をいただく意味がないので、自己完結できるものは地域で完結していただく場合もあるということ表現したかったと理解していただきたい。

鉄矢委員： もうひとつは「市民参加プログラム」というものがまずあって、参加条例に近いものが策定され、別のことはプログラムでやりますよといていたのには驚いた。この懇談会では、この「市民参加プログラム」が（条例に）進むのかという話もあったので、このプログラムに関しての話ではなく、住民自治という話がされていることに驚いた。

それから、議会の役割は、どういう法律に基づいているのか。市議会議員とか市議会というのはどういう法律に基づいて設置されているのか。

神長座長： 地方自治法にはっきり書かれている。どういう権限があるのかとか。

鉄矢委員： それが全部の市に同じようにかかっているから、この「住民自治条例」というのは別のちょっとひねったものにしたいのかなと。

神長座長： いかんともしがたい法的な枠組みがある。

鉄矢委員： それは最低限のものを定めるので、それよりちょっと上のものを定めるのか。

神長座長： ケースバイケースで法律を乗り越えられないものもある。

小島委員：（プロジェクトでは）一生懸命に検討されているが、その中で「調布らしさ」ということにこだわると、やはり基本になる部分は他と比べるものでもないと思ったので、調布らしさというのは前文あたりに出して、あとは必要なことを盛り込むのがいいかと思っている。

藤生委員： 三鷹のものを見たりしたが、やはり前文で自然とか書いてあり、結局調布も三鷹もそれほど変わらない。あまり調布らしさを考えるより、わかりやすいシンプルなものを作ったほうがよいのではないか。

丸山委員： 当時の報告書（市民参加プログラムに関する報告書）を受けて、我々（丸山委員が参加している市民フォーラムの活動。懇談会ではない）は、市民として市民参加プログラムを作りたいということで検討し、提言書を出したといういきさつがある。そういう行政の報告書と市民の提言の合作というか、つき合わせからこの「市民参加プログラム」ができた。

個人的な印象だが、当初は、この市民参加プログラムについて行政から提示された報告書は、市民の提言書から後退しているという印象を受けた。その点は、どのように認識されていたのか。ただ、「市民が主体」とか「協働」とか、そういう言葉については、私たち（市民フォーラム）もまだ互いの議論が十分に交わされていないし、

温度差があると思う。この条例を作る過程でも、また検討する必要があるという印象だ。

河野委員： ニセコの条例はそれほど評価するほどのものでもないと思う。解説を見ても、何でもかんでも行政に頼ってはいけない、町民もやるべきことはやらなければいけないという当たり前のことを書いている。(この条例を)超えることができないということが、もし、内容がどこも同じことが書いてある、あるいは、なかなか独自のものを出せないということなら、それはごく当たり前のこと。可能な限り市民の意見を反映させて行政をやっていこうということを書いているのが基本条例。無理して違うことを書こうとすると、それは作文になってしまう。

(条文は)いろいろ書いているが、品のない言い方をすれば美辞麗句。でもそうならざるを得ないのであり、それでいいと思う。ニセコが作ったから我も我も、というのがあると思う。(基本条例を)作ってはいけないということではなく、行政と市民の隙間を埋めていく、そういう姿勢を強く打ち出すことが条例の効果だと思う。

皆さんは2年経った今、条文を書いてみる気はありますか。というのは、この懇談会の役割は条例に盛り込む項目を検討することで、皆さんよく勉強されているので、もったいない。

神長座長： こういうものを考えるとき、完璧なもってもらいたいのは学者や研究者に任せて、職員の知恵を集めて、今の段階ではここまで、先は次の世代へバトンタッチということもあると思うが、(この報告書は)網羅的で感心した。

仁 藤： プロから見ると知識がない中で作ったものかもしれないが、網羅的なのはスタンスとして、これから市民に資料として使っていただくということもあった。

河野委員： 自信を持っていい。よく頑張ったと思う。

神長座長： むしろプロなんか2番手でよい。こういう考え方を出したいが、法的にはちょっと難点があるなというようなときが(プロの)出番。一番大事なのは現場で働く職員と市民がこういうことを言いたいけどどうだろうかということ。

仁 藤： 職員と市民のレベルを互いに上げないといいものはできないとよく言われるが、日々追われていると、検討しているという情報は末端の職員まで浸透しているとは言えないし、同じことが市民の中にも言える。そういうところが、ニセコにおいてみんなの意見を取り込みながらひとつのものを作り上げて、それが逐次変更になっていったということが、調布で実現可能なのかとか、住んでいる人たちの状況や構成でそういうことが可能なのかということも考えた。

神長座長： この報告書を拝見して、メンバーの意欲がよくわかる。

鉄矢委員： これが市民の目に触れたのは、今日が最初か？

仁 藤： 行政資料室と図書館に置かれている。

神長座長： これはホームページには載っていないのか。どれくらいはけているのか。

事務局： ホームページにはない。行政資料室等にはおいてあるが、どれくらい読まれているかは把握していない。実際にはあまり読まれていないのでないか。

神長座長： 積極的に読む人はあまりないだろう。

河野委員： せっかくここまで研究したのだから、試案くらい作らなければいけない。何のために努力したのか。やはり市の中で作らなければならない。やさしく書いてあるが、中では実際いろいろなことを勉強しなければならず大変な作業。せっかく勉強したのだから

ら形にしてもらいたかった。

三 井： おっしゃるとおりで、当時プロジェクトがいったん終わって、メンバーにはこれをつなげていきたいというものも何名かいた。まちづくり市民会議の市民にも(活動に)参加したいという人がいた。でも実際にはなくなってしまい、市も後手後手になってまた一からみたいなことになっている。

仁 藤： 当時、私たちに与えられた命題は、市民は入れないで若い職員で検討しろということだった。(条文案を)書くか書かないかということでは、本当にもったいないので、書こうか...というところで、書くには及ばずということだった。ただ、平成14年度にこういう検討をして、15年度からこういう準備をしてという気持ちだった。

神長座長： この報告書はだれを対象にしたのか。

仁 藤： 市民の方です。

神長座長： 継続性が抜けている。これはエネルギーの無駄遣い。政策室にも相談して、せっかくの有為な人材と(懇談会で)一緒にできないかという気がする。

皆さんから何か要望はありますか。

仁 藤： 市民参加で難しいところは、全体的なスケジュールの中で声なき声というか、一般の方の意見をどのように取り入れるかとか、公表していくこと。文字や言葉で自分の思いを伝えられない子どもの思い。ヨーロッパでは、そうした子どもが絵に表したことも大事にしている。手間かもしれないがそういう機会や場面も大事だと思う。

神長座長： メンバーの方、今日はありがとう。

では、続いて、高校生のヒアリングについて鉄矢委員から。

鉄矢委員： 高校生ヒアリングの企画の背景として、調布市民のルールのような住民自治基本条例の策定プロセスに、近未来の大人の視点や意見を無視することはできない。各委員が想像する高校生や子どもたちでなくリアルな高校生の把握の一助となるべく高校生ヒアリングを行いたい。高校生という対象については、期待と不安がある。まず(市内の高校の生徒であっても)市民とは限らない。また、普通の市民と同じく行政に関する知識や関心は薄いだろう。ただ、調布市民のルールづくりを近未来の大人たちに伝えたいというのは価値がある。時期的には期末テスト前は準備が厳しい。場所については緊張感を作れば、市役所の会議室などもいいが、緊張しない自校での開催もいい。しかし複数校を集める場合、安全な移動を確保できるかという課題もある。

発言しないこともあるだろうから、(最後にアンケート等を)書いてもらうという時間を設ければ、発言したくない子も意見を出せるだろう。ただ、書いてもらって(返事を)返さないというのはないから、結果をどのようにフィードバックするかを考えなければ、高校生に体験してもらうということにならないという考えで(企画を)作った。

具体的なものがないと高校生は(話題に)乗れないだろうから、案1は自治条例の条文を読みながら、こういうものの必要性を考えていく案。案2というのは仙川の桜の例など事例として、何が問題だったのかとか考える案。また、凸凹公園の事例は、ワークショップをして公園を作ったり遊んだりしている例。あとは、ごみの有料化を、情報を共有化して実現したという例。これらで住民自治あるいは住民参加というものを絡めてディスカッションできればと考える。

神長座長： 1と2をミックスしてはどうか。高校生もセンスのある子はいっぱいいるので、条

例を読んでもらうのもいいと思う。しかし、実際のヒアリングでは具体的な事例から意見を聞きたい。時間はどれくらいあるのか。

鉄矢委員： 2時間。授業2コマ分くらいでと考える。特に学校で行う場合、2コマくらいがちょうどよいと思う。

神長座長： 人数はどのくらいを考えているのか。

事務局： 先方(高校)の意向もあるので、より多くの高校生に意見を聞ければよいと思っ
ているが、具体的に交渉する中で決まってくると。

鉄矢委員： 時期については、準備や期末テストの関係もあるので、夏休み初めくらいを想定し
たい。場所については、自校であれば1クラス40人くらいまではOKではないか。
市役所だと、高校生が話すには、10人くらいだと思う。それより大きいと不安になる
のではないか。

事務局： 夏休みになってしまうと、大人数集めるのは難しいかと思う。

河野委員： 案2はいいが、案1はどうか。そのときに見せてもわからないのではないか。

事務局： 事前に(資料を)見せたい。

神長座長： 条例があることくらいは高校生なら知っている。しかし、現物は見たことがない。
条例とはこんなスタイルということは、事前に資料を渡して見ておいてもらうという
のがいいのではないか。

ヒアリングといっても、事前に最低限の情報は伝えておく。意見交換は具体的な事
例を用いて行うということがよいと思う。あとは我々の力量。事例を出す場合は先ほ
どから話題になっている市民参加とかそういうのがキーワードになってくる。

当日は鉄矢委員、よろしく願います。必要によっては第2ラウンドもありえる。

神長座長： さて、今後のことについて。来月(6月)23日というのは決定している。予定で
は、他の自治体の事例をあたって、何が問題とすべきか皆で揉んでみようかと思う。

事務局： 事務局で作業して、特徴ある条例の背景とか結果とか特徴だとか、皆さんご存知の
ところもあるかと思う、また、ご議論いただきたい。

神長座長： 今日、重要な資料(プロジェクト報告書)が出ましたから、それを参考にしながら。
それにしても、再三出ているように「調布らしさ」とか「そもそも必要なのか」「何
を盛り込んで」など、長丁場になりそうだが。

鉄矢委員： 市民参加プログラムを市が定めて、これを条例として担保すべきだというのがあ
ったが、これは市が定めたが守らないということか? 条例で担保するということがあ
ったが、市がこうして(市民参加プログラムを)出したのだから守るものではないのか。
位置づけがよくわからない。

神長座長： プログラムはプログラム。縛られるものではない。しかし、調布市がこういうもの
を作って発表したというのは動かせない事実。これをどう評価して、どう受け止めて
何をするかというのは我々に課せられた課題。違う評価もあるだろうがとにかくこう
した文書があることは事実。

河野委員： ここにあるアンケートで(傍聴者からの質問、意見。第5回のもの)私の意見につ
いて質問が出ているので、(この場で)答えてもよい。(質問は)法解釈と政治学上の
取り扱いを混同されているのかなと。

神長座長： このアンケートの取り扱いで事務局の考えがあれば。

事務局： この場で(委員から質問者に)答えていただくのではなく、こういう質問があった

ということを懇談会に開示するというのが主旨。懇談会でこれについて答えておきたいというものがあれば、結果的に質問者の理解も深まるのかと思う。

神長座長：（この質問は）河野委員は、このときちゃんと説明している内容であるが、この懇談会でこういうことも議論に盛り込んでいきたい。せっかくの貴重な意見なので、感想も含め、我々がどう取り込んで活かすか。しばらくこのまま進み、さらに（傍聴者からの）アンケートも頂戴して膨らんでいくのでそれでいいか。

（懇談会の今後については）ある時点には、はっきり決まっていないことも含め、作業の中間報告的なことが必要になる可能性がある。今の段階で個別に（質問への）リアクションを示すのはためらいがある。今後の流れとして、秋くらいには、今こういう段階になっているという、中間報告的なことを行えれば、傍聴者からはこういうコメントも出ているとして、疑問や誤解を解くとよいかと思う。

今日はいい意見と資料が出た。それにしても（プロジェクトと懇談会の）継続性は重要。傍聴の方は、本日は、時間の都合で意見が伺えず、申し訳ありません。

次回日程は平成17年6月23日（木） 午後7時から たづくり 1001学習室